

「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)の3年目意見交換のための レビューに関するステークホルダー報告書(概要)

令和6年3月

ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会

第1章 本報告書について

■ 本報告書の目的

- 「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」(以下、作業部会)を構成するステークホルダーが、NAPの3年目意見交換のためのレビュー(以下、3年目レビュー)に際して共通認識として有する以下の3点を、NAP改定を見据えながら、提案する
 - 意見交換にあたって重要だと考えるポイント(第2章1)
 - NAPの前提となる日本における「ビジネスと人権」に関する重要課題の特定に向けた考え方(第2章2)
 - 個別施策テーマに関する政府への共通要請(第2章3)

■ 本報告書の作成プロセスおよび3年目レビューの進め方

- 2020年10月に策定されたNAPの3年目の意見交換にむけて、第5回「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」(以下、円卓会議)(2023年4月)および第4回作業部会(2023年7月)において、政府から「具体的な意見のまとめ」を作業部会のもとで作成するよう依頼
- 関連する国際的な動向および企業の取組状況について意見交換を実施
- 意見聴取にあたっては、円卓会議および作業部会を構成するステークホルダーがNAP策定プロセスのなかで政府に提出した第1共通要請事項(2019年)、第2共通要請事項(2020年)を基に個別施策テーマを設定

■ 本報告書の構成

- 作業部会構成員の共通意見・見解を、第2章で集約
- 第2章1では作業部会構成員がNAPの3年目レビューを行うにあたり、共有の土台とした視点について記載
- 第2章2では日本における「ビジネスと人権」に関する重要課題の特定に向けた考え方について意見を記載
- 第2章3では新たなテーマを含む、7つの個別施策テーマから、NAPの3年目レビューを取りまとめ
- 別添では、共通意見としてまとめることができなかった各ステークホルダーからの意見を「個別意見」として掲載

第2章 ステークホルダーの意見・報告事項

■ NAP3年目レビューにおける重要視点(第2章1)

- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、指導原則)を基礎に置くこと
 - 指導原則策定以降の国際レベルでの議論を踏まえ、国連ビジネスと人権作業部会(以下、国連WG)の訪日調査でのステートメント(2023年8月)も考慮
- 国内外での指導原則の実施を踏まえて日本が直面する課題を考えること
 - 国際レベル、国・地域レベルなど、重層的な「ビジネスと人権」の動向を踏まえ、日本企業・日本社会が直面する特有の課題を検討したうえで(第2章)、個別施策テーマに関するレビューを実施
- インパクト評価とステークホルダーとの協議に基づいたレビューとすること
 - 第2章3において、アンケート調査などの客観的なエビデンスを基に、日本企業の取組状況を示すことで、NAPの効果について評価
 - 作業部会構成員が本報告書の起草者となり、各構成員と二者間および多数者間での意見交換や協議を実施。本報告書における評価は政府から独立した形で行われた一方で、プロセス・内容面ともに政府と協議をはかっている

■ 日本における「ビジネスと人権」の重要課題の特定にむけて(第2章2)

- 「ビジネスと人権」の視点とは
 - 「日本企業による国外での人権課題をとらえること」など、8つのポイントを踏まえつつ、どのように「ビジネスと人権」の課題がとらえられてきたのかを検討
- 日本政府の人権政策においてとらえられてきた重要課題
 - 「人権教育・啓発に関する基本計画」では「各人権課題に対する取組」として、人権問題の当事者の属性別に、政府の人権施策の対象を示してきた背景もあり、関係省庁が所掌する政策領域別に施策化され取組まれてきた
- 「ビジネスと人権」の視点から日本の重要課題を考える
 - 指導原則の普及と実施が国内外でひろがり、かつステークホルダーとのエンゲージメントを通じて、日本政府における人権課題のとらえ方も変化がみられる
- 日本社会・日本企業の「ビジネスと人権」の課題とは
 - ライツホルダーの国際的に認められた人権をベースに、国連WGの訪日調査での指摘などをふまえ、日本における人権課題の全体像を検討
- 「ビジネスと人権」課題の克服にむけた国家の義務と企業の責任
 - 政府は国際人権・労働基準の実現を、あらゆる政策領域においてメインストリーム化(一貫性の確保)する必要がある
 - 持続可能な社会の実現には、サプライチェーンを通じた人権尊重が不可欠であり、企業が人権尊重を果たすことができるよう、法制度や経済システムを構築していくことが、国家の保護義務の側面に含まれる

■ 個別施策テーマに関するレビュー(第2章3、詳細は次項)

「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)の3年目意見交換のための レビューに関するステークホルダー報告書(概要)

「第2章 3.個別施策テーマに関するレビュー」

背景

(1)人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン

- サプライチェーンを通じた人権尊重は、サプライチェーンを構成する企業等がライツホルダーとの対話やエンゲージメントを通じて、人権リスク・人権課題を特定し、人権への負の影響を防止・軽減・是正・救済することを通じて実現される(提案1~3)
- 人権課題は、環境(気候のみならず自然資本、生物多様性も含め)要因との交差性があるため、同時に考慮することが不可欠である(提案1~3)

(2)「誰一人取り残さない」ための施策推進(ジェンダー平等や外国人労働者の保護など)

- 女性活躍推進法や障害者雇用促進法など、国内のマイノリティ別の施策における企業の人権尊重責任も、「ビジネスと人権」の視点で横断的に考えることで、国家の人権保護を確実に果たすことができる(提案4~7)
- ジェンダー平等をめぐる「ビジネスと人権」の課題は、多岐にわたる取組が求められる(提案5)
- 社会的に立場の弱いライツホルダーを認識して人権の負の影響を特定し対処すべきという認識・行動が企業に広がりつつある。また、気候変動や開発への対策など環境と人権を同時に考慮すべき問題において、社会的に立場の弱いライツホルダーへの被害がより深刻であることも留意する必要がある(提案7)

(3)指導原則の実施を推進する能力構築(人権教育・研修および支援・助言)のための仕組みづくり

- (1)と同様(サプライチェーンを通じた人権尊重の実現、人権課題と環境要因との交差性等)(提案8~11)
- サプライチェーンでの人権尊重の実現では、政府、労働者および労働組合、消費者、地域住民、市民社会といったステークホルダーの果たす役割も重要である(提案11)

【提案1】

- サプライチェーンを通じた人権尊重を促進するために必要な政策(特に(2)~(7)にて要請する施策)に関する、マルチステークホルダーでの議論の継続

【提案2】

- 政府が影響力を行使できる法人・企業(独立行政法人、国有企業、特殊会社など)が指導原則に沿って人権尊重に取り組むよう確保

【提案3】

- 国際機関のメンバー国として、諸外国との人権対話を通じた、指導原則の履行推進に向けた努力の継続
- 経済連携協定(EPA)・投資協定の締結・実施において、ライツホルダーとの有意義な対話の実施等による、企業が人権尊重責任を果たすことができる環境の創出

【提案4】

- 社会的に弱い立場にあるライツホルダーを特別に考慮し、「誰一人取り残さない」ための、人権尊重の視点に立った制度設計・運用および見直しの実施
- 企業が人権リスクを特定するため、マイノリティ別の施策で得られた情報や好事例の提供

【提案5】

- ジェンダー平等をめぐる「ビジネスと人権」の課題(例:選択的夫婦別氏制度にむけた法改正)を克服するための施策の実施

【提案6】

- 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が取りまとめた報告書をもとにした、技能実習制度の課題解決に向けた、着実な法改正の実施

【提案7】

- 政府ガイドラインにおいて、社会的に弱い立場に置かれたライツホルダーに対する特別の考慮を盛り込むことの検討

【提案8】

- ステークホルダーとの協働を通じて、政府ガイドラインから一歩踏み込んだ、産業や国・地域、中小企業の特徴を考慮した手引きの作成や好事例の共有の推進
- 中小企業を含む企業に対し、個別ケースに沿った情報・助言・支援等を提供するヘルプデスクの設置等、体制整備の強化

【提案9】

- 国際機関等が行う能力構築に関する事業への抛出の継続

【提案10】

- 能力構築施策によって企業の取組が実際にどの程度進んだのかについての定期的なフォローアップと、必要に応じた政府ガイドラインの改訂の実施

【提案11】

- 地方公共団体を含む政府職員に対する人権教育・研修等、政府の能力構築の強化
- 学校教育での人権理解を基礎とした、消費者・労働者教育の推進、地方でのNAP普及など、指導原則の保護・尊重・救済の視点を盛り込んだ、人権教育・啓発施策の展開

(注)「背景」の各文章末尾の括弧の中は、関連する提案を示す

政府への提案

「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)の3年目意見交換のための レビューに関するステークホルダー報告書(概要)

「第2章 3.個別施策テーマに関するレビュー」

(4)企業の情報開示

- 情報開示それ自体に加え、好事例から学ぶことで、企業の人権尊重の取組が促進されることが重要である(提案13)
- 情報開示により、企業とステークホルダーの相互信頼とともにエンゲージメントそのものも促進されるため、好事例を示すことが大切である(提案13)
- 情報開示は、消費者の権利を尊重することであり、企業の取組を消費者個人が判断する材料となる(提案13)

(5)公共調達

- 公共調達は国家が行う企業との商取引であり、指導原則上、国家は相手企業による人権の尊重を促進すべく、デュー・ディリジェンスを実施する義務を負っている(提案14~16)
- 公共調達のプロセスを通じて、企業の人権尊重の取組が促進されることが重要である(提案15)

(6)救済へのアクセス

- 国連WG報告書(2021年)が示す、国内人権機関の実効的な救済へのアクセスに関する役割、特に基礎的および間接的な役割は、企業の人権尊重の取組を促進する上で有益である(提案18)

(7)NAP実施・モニタリング・改定の体制整備

- 指導原則では、国家は、その保護義務として、NAPの実施・モニタリング・改定の体制整備を行うことが求められている中で、各国政府でも国内人権機関やステークホルダーを巻き込んだ政策評価、モニタリングが実施され、その結果が開示されている(提案20~23)

背景

【提案12】

- 国際的な基準との調和を考慮した、企業による人権尊重に関する情報開示の推進策についての議論の実施

【提案13】

- 指導原則に基づいた人権尊重の取組と情報開示に関する企業の能力構築の実施
- 情報開示が企業のインセンティブとなるような施策(企業の人権情報開示に関する表彰制度の拡充、サステナブル・ファイナンス施策との統合、倫理的消費の理解促進など)の展開

【提案14】

- 23年4月に決定した方針に基づく、「公共調達における人権配慮」についての具体的な取組の実施(五輪・万博といったメガ・イベントから開始する方法の他、政策の一貫性の確保を意識した情報開示の検討)

【提案15】

- 支援が必要な企業に対して助言ができるようになるための公共調達担当官に対する研修の実施、政府ガイドラインの周知および企業(特に中小企業)の能力構築の実施

【提案16】

- 公共調達に関して行ったデュー・ディリジェンスの取組に関する情報開示、公共調達を実施する組織によるグリーンバンスメカニズムの設置等の検討

【提案17】

- 「責任ある企業行動のための各国連絡窓口(NCP)」を通じた実効的救済の確保を目的とした、第2回ピア・レビュー等ステークホルダーとの対話・エンゲージメントの機会の設定

【提案18】

- 「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」に合致した国内人権機関の設置についての議論の継続

【提案19】

- 指導原則に準拠した企業のグリーンバンスメカニズムに関する好事例の収集・検討を基礎とした、実際の対応につながるガイドラインの策定
- 能力構築施策における個別の情報・助言・支援の提供
- 企業・業界団体等によるグリーンバンスメカニズム構築に対する支援の実施

【提案20】

- 関係府省庁とステークホルダー間の信頼関係に基づく継続的な対話をベースとした、日本が優先的に取り組むべき課題領域の定期的な特定と、特定した優先課題領域をはじめとする施策のインパクト測定の実施

【提案21】

- 円卓会議・作業部会を通じた、NAP改定にむけたアウトプット指標・アウトカム指標策定のための議論の開始
- 定期的に政策評価を行う体制の構築の検討

【提案22】

- NAPを実施する実効的な体制(国際人権問題担当の首相補佐官の任命や管轄官庁の明確化など)の確立

【提案23】

- 施策のインパクト測定を踏まえ、進捗状況と目標の達成度について、ステークホルダーに対する分かりやすい開示の実施

(注)「背景」の各文章末尾の括弧の中は、関連する提案を示す

政府への提案